

(報告事項)

令和５年度における議会個人情報保護条例の施行状況について（追加）

1 趣旨

松本市議会個人情報保護条例（令和５年条例第２５号。以下「条例」という。）第５０条第２項各号の規定により、令和５年度における松本市議会個人情報保護条例の施行状況のうち、松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に未報告（同項第３号関係）のものについて、追加で報告するものです。

2 経過

- R 5. 4. 1 条例の施行
6. 8. 3 0 令和６年度第１回松本市個人情報保護制度審議会において、令和５年度における松本市議会個人情報保護条例施行状況について報告
7. 2～ 松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和５年議会告示第１号。以下「規程」という。）第５条第２号の規定により整備している松本市議会個人情報取扱事務登録簿（別紙１）の年度末見直し作業を実施する中で、審議会への未報告事項が判明

3 利用目的以外の利用及び提供（条例第５０条第２項第３号関係）（追加報告）

区分	事務の名称	利用又は提供の内容（根拠条文）	件数(件)
提供	市議会議員共済会業務	遺族年金決定請求書及び共済給付金受領権消滅届を御遺族から受け付け、遺族本人の同意を得て、市議会議員共済会へ送付するもの（条例第１２条第２項第１号）	６件
提供	市議会議員共済会業務	退職年金決定請求書及び市議会議員退職者報告書を本人から受け付け、本人の同意を得て、市議会議員共済会へ送付するもの（条例第１２条第２項第１号）	２件
提供	選挙管理委員及び同補充員の選挙	松本市選挙管理委員の選挙（地方自治法第１８２条の規定により令和５年１２月２１日に執行）の結果に基づき当選者（選挙管理委員４人、補充員４人）の個人情報（氏名、住所、電話番号及び経歴）を、本人の同意を得て、松本市選挙管理委員会に通知したもの（条例第１２条第２項第１号）	８件

4 その他

松本市議会個人情報取扱事務登録簿の見直し作業の中で不備（記載漏れ）が見つかったもの（登録番号４ 議会人事業務）について、令和７年２月２１日付けで別紙２のとおり補正を行うとともに、新たに発生する業務について、個人情報取扱事務登録簿（登録番号１３ 議長会関係業務）を同日付けで別紙３のとおり整備するもの

5 参考条文

○松本市議会個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(審議会への諮問等)

第50条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。第3項において「執行機関条例」という。）第4条第1項に規定する松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止する場合

(2) 第7条第2項第8号又は第3項第3号の規定により個人情報を取得しようとする場合

(3) 第9条第1項の規定により講ずる措置に係る運用上の細則を定める場合

(4) 前号に掲げるもののほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

(5) この条例の運用に関し、意見を聞くことが特に必要であると認める場合

2 議会は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその内容を審議会に報告するものとする。

(1) 前項第3号及び第4号の規定により定めた細則に基づき、具体的な措置を講じたとき。

(2) 第4条第3項の規定により、利用目的を変更したとき。

(3) 第12条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したとき。

(4) 第17条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の運用に関し、特に必要であると認めるとき。

○松本市議会個人情報保護条例施行規程

(保有個人情報及び仮名加工情報に係る安全管理措置)

第5条 条例第9条第1項及び第15条第2項の規定により議長が講ずる措置は、次に掲げる細則によるものとする。

(2) 安全管理措置執行責任者は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この号において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、個人情報取扱事務ごとに松本市議会個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）を作成し、保有個人情報の把握と安全管理措置の徹底を図るものとする。

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登録番号	6
事務の名称	市議会議員共済会業務
事務の目的	市議会議員共済会より支給されている退職年金等の共済給付金に関して、地方公共団体が行うこととされている事務を行う。 （旧地方公務員等共済組合法第 170 条の 2）
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	☒ 個人情報 ☐ 個人識別符号 ☐ 要配慮個人情報 ☐ 仮名加工情報（個人情報に該当するものに限る。） ☐ 特定個人情報（根拠法令名・条項 ）
個人情報の利用目的	共済会の業務に関して必要な事務を行うために利用するもの
記録の形態	☒ 文書・図画 ☐ 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 生年月日・年齢 ☒ 本籍・国籍 ☐ 個人識別符号（ ） 【生活事項】 ☒ 家族状況 ☒ 親族関係 ☐ 居住状況 ☐ 公的扶助 ☐ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 資格 【財産事項】 ☐ 資産状況 ☒ 収入状況 ☒ 課税・納税状況 ☐ 取引状況 【その他】 ☒ 口座番号 ☒ 年金番号 ☐
個人情報の対象者の範囲	市議会議員共済会給付金受給者
取得方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（取得先 ） → ☐ ①法令（法令名・条項 ） ☐ ②議会審議のための提出 ☐ ③本人同意 ☐ ④公知の情報 ☐ ⑤緊急やむを得ない理由（理由 ） ☐ ⑥本人から取得できない事由（事由 ） ☐ ⑦事務の適正執行（事由 ） ☐ ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 （審議会諮問 年 月 日）

要配慮個人情報	【有無】 ☐あり ☒なし 【内容】 ☐人種 ☐信条 ☐社会的身分 ☐病歴 ☐犯罪の経歴 ☐犯罪により害を被った事実 ☐その他（ ） 【取得根拠・理由】 ☐法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ） ☐議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号） ☐事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。 （審議会諮問 年 月 日）
経 常 的 な 目 的 外 利 用	【有無】 ☐あり ☒なし 【利用主体】（ ） 【利用目的】（ ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☐条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報（条例第12条第5項） → ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。 ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
経 常 的 な 外 部 提 供	【有無】 ☒あり ☐なし 【利用主体】（ 市議員共済会 ） 【利用目的】（ 市議会議員共済会に係る事務 ） 【区分・根拠】 ☒個人情報 → ☒条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第3条 ） ☒条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報 → ☐番号利用法第19条第 号に該当
開示請求等受理組織	名称・所在地 議会事務局・長野県松本市丸の内3番7号
他法令による 開示等手続の有無	開示 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 訂正 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 利用停止 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし
台帳更新履歴	令和5年4月1日 作成
審議会報告	年 月 日

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登録番号	12
事務の名称	選挙管理委員及び同補充員の選挙
事務の目的	地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙に必要な事務を行うもの（同条第4項の規定にかかる審査を含む。）
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	☒ 個人情報 ☐ 個人識別符号 ☒ 要配慮個人情報 ☐ 仮名加工情報（個人情報に該当するものに限る。） ☐ 特定個人情報（根拠法令名・条項）
個人情報の利用目的	地方自治法の趣旨を踏まえ、適法かつ適正な選挙を執行するために利用するもの
記録の形態	☒ 文書・図画 ☒ 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 生年月日・年齢 ☒ 本籍・国籍 ☐ 個人識別符号（）
	【生活事項】 ☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 居住状況 ☐ 公的扶助 ☒ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 資格
	【財産事項】 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 課税・納税状況 ☐ 取引状況
	【その他】 ☒ 地方自治法第182条第4項に規定する罪の有無 ☐ ☐
個人情報の対象者の範囲	選挙管理委員及び同補充員候補者
取得方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（取得先 本籍地の市町村長） → ☐ ①法令（法令名・条項） ☐ ②議会審議のための提出 ☒ ③本人同意 ☐ ④公知の情報 ☐ ⑤緊急やむを得ない理由（理由） ☐ ⑥本人から取得できない事由（事由） ☐ ⑦事務の適正執行（事由） ☐ ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 （審議会諮問 年 月 日）

要配慮個人情報	【有無】 ☒あり ☐なし 【内容】 ☐人種 ☐信条 ☐社会的身分 ☐病歴 ☒犯罪の経歴 ☐犯罪により害を被った事実 ☐その他（ ） 【取得根拠・理由】 ☐法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ） ☐議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号） ☒事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。 （審議会諮問 令和5年10月3日）
経常的な 目的外利用	【有無】 ☐あり ☒なし 【利用主体】（ ） 【利用目的】（ ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☐条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報（条例第12条第5項） → ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。 ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
経常的な 外部提供	【有無】 ☒あり ☐なし 【利用主体】（松本市選挙管理委員会事務局） 【利用目的】（選挙管理委員会開催のため。 ） 【区分・根拠】 ☒個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☒条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☒条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報 → ☐番号利用法第19条第 号に該当
開示請求等受理組織	名称・所在地 議会事務局 長野県松本市丸の内3番7号
他法令による 開示等手続の有無	開示 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 訂正 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 利用停止 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし
台帳更新履歴	令和5年10月3日作成
審議会報告	令和5年10月25日

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登録番号	4
事務の名称	議員人事業務
事務の目的	叙勲上申、慶弔等議会人事のため、議員の履歴等を議員台帳により管理するもの
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	☒ 個人情報 ☐ 個人識別符号 ☒ 要配慮個人情報 ☐ 仮名加工情報（個人情報に該当するものに限る。） ☐ 特定個人情報（根拠法令名・条項 ）
個人情報の利用目的	叙勲上申、慶弔、通称利用等議会人事に利用するもの
記録の形態	☒ 文書・図画 ☒ 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 生年月日・年齢 ☒ 本籍・国籍 ☐ 個人識別符号（ ） 【生活事項】 ☒ 家族状況 ☒ 親族関係 ☐ 居住状況 ☐ 公的扶助 ☒ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 資格 【財産事項】 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 課税・納税状況 ☐ 取引状況 【その他】 ☒ 所属政党 ☒ 自家用車ナンバー ☒ 賞罰
個人情報の対象者の範囲	市議会議員（市議会議員であった者を含む。）
取得方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（取得先 松本市長 ） → ☐ ①法令（法令名・条項 ） ☐ ②議会審議のための提出 ☒ ③本人同意 ☒ ④公知の情報) ☐ ⑤緊急やむを得ない理由（理由) ☐ ⑥本人から取得できない事由（事由) ☒ ⑦事務の適正執行（事由 叙勲上申等) ☐ ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 （審議会諮問 年 月 日）

要配慮個人情報	【有無】 ☒あり ☐なし 【内容】 ☐人種 ☐信条 ☐社会的身分 ☐病歴 ☒犯罪の経歴 ☐犯罪により害を被った事実 ☐その他（ ） 【取得根拠・理由】 ☐法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ） ☐議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号） ☒事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。 （審議会諮問 令和5年10月3日）
経常的な 目的外利用	【有無】 ☐あり ☒なし 【利用主体】（ ） 【利用目的】（ ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☐条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報（条例第12条第5項） → ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。 ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
経常的な 外部提供	【有無】 ☒あり ☐なし 【利用主体】（<u>執行機関、所属議会、議長会</u>） 【利用目的】（叙位・叙勲上申<u>等</u>のため。 ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☒条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☒条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報 → ☐番号利用法第19条第 号に該当
開示請求等受理組織	名称・所在地 松本市議会事務局 長野県松本市丸の内3番7号
他法令による 開示等手続の有無	開示 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 訂正 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 利用停止 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし
台帳更新履歴	令和5年4月1日作成、同年10月3日更新、 <u>令和7年2月21日</u>
審議会報告	令和5年3月29日、令和5年10月25日

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登 録 番 号	1 3
事務の名称	議長会関係業務
事務の目的	議長会関係業務のため、議員の経歴等を収集し、利用するもの
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	☒ 個人情報 ☐ 個人識別符号 ☐ 要配慮個人情報 ☐ 仮名加工情報（個人情報に該当するものに限る。） ☐ 特定個人情報（根拠法令名・条項 ）
個人情報の利用目的	議長会関係業務のため、議員の経歴等を収集し、利用するもの
記録の形態	☒ 文書・図画 ☒ 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☒ 生年月日・年齢 ☐ 本籍・国籍 ☐ 個人識別符号（ ） 【生活事項】 ☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 居住状況 ☐ 公的扶助 ☐ 学業・学歴 ☒ 職業・職歴 ☐ 資格 【財産事項】 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 課税・納税状況 ☐ 取引状況 【その他】 ☐ 所属政党 ☐ 自家用車ナンバー ☐ 賞罰
個人情報の対象者の範囲	市議会議員（市議会議員であった者を含む。）
取 得 方 法	☒ 本人 ☒ 本人以外（取得先 議長会に加盟する市議会事務局 ） → ☐ ①法令（法令名・条項 ） ☐ ②議会審議のための提出 ☒ ③本人同意 ☐ ④公知の情報) ☐ ⑤緊急やむを得ない理由（理由) ☐ ⑥本人から取得できない事由（事由) ☒ ⑦事務の適正執行（事由 永年勤続表彰等) ☐ ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 （審議会諮問 年 月 日）

要配慮個人情報	【有無】 ☐あり ☒なし 【内容】 ☐人種 ☐信条 ☐社会的身分 ☐病歴 ☐犯罪の経歴 ☐犯罪により害を被った事実 ☐その他（ ） 【取得根拠・理由】 ☐法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ） ☐議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号） ☐事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。 （審議会諮問 年 月 日）
経常的な 目的外利用	【有無】 ☐あり ☒なし 【利用主体】（ ） 【利用目的】（ ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☐条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報（条例第12条第5項） → ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。 ☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
経常的な 外部提供	【有無】 ☒あり ☐なし 【利用主体】（議長会事務局 ） 【利用目的】（永年勤続表彰等のため。 ） 【区分・根拠】 ☐個人情報 → ☐条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ） ☒条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供） ☐条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ） ☐条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用） ☐条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等） ☐特定個人情報 → ☐番号利用法第19条第 号に該当
開示請求等受理組織	名称・所在地 松本市議会事務局 長野県松本市丸の内3番7号
他法令による 開示等手続の有無	開示 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 訂正 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし 利用停止 ☐あり（法令名・条項 ） ☒なし
台帳更新履歴	令和7年2月21日
審議会報告	